

## ●被災地の雇用を確保

- ☑ 被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主を対象に、生産量要件の確認期間の短縮(3カ月→1カ月)等を実施。これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間(1年間)中に開始した休業については、最大300日間助成金の対象。【7269億円】
- ☑ 震災により休業を余儀なくされた人や離職を余儀なくされた人の雇用保険の基本手当の給付日数について、現行の個別延長給付(60日分)に加えて、さらに60日分を延長する特例措置を実施。【2941億円】

# 1次補正「総額4兆円」

- ☑ 海のがれき処理について、漁場処理機能や生産力の回復に必要な漂流・漂着・堆積物等の回収処理を行うため、漁業者グループを形成してもらい、漁業者1人当たり1万2100円/日、漁船1隻当たり2万1千円/日を支給。

## ●補正の財源は・・・

- ☑ 年金用に確保していた臨時財源、子ども手当の今年度からの上積み分、高速道路無料化実験、ODAのうち国際機関への出資部分などをやりくりした。
- ☑ 国会議員の給与を半年で300万円削減し、総額21億円を震災普及・復興費にあてた。
- ☑ 国債の増発や増税、マニフェスト政策の取り止めなどは行っていない。

## ●中小企業・農村漁業への金融支援

- ☑ 保証協会による「東日本大震災復興緊急保証。【事業規模5兆円】保証限度額及び保険填補率についても大幅に拡充する。  
[保証限度額] 災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能(一般保証とも別枠)  
[保証割合] 融資額の全額を保証(100%保証)  
[保険填補率] 9割(現行7~8割を引き上げ)

- ☑ 日本公庫・商工中金による『東日本大震災復興特別貸付』【事業規模2.25兆円】

①融資枠の拡充②低利融資(一部、無利子化)

※小規模企業向けの「マル経融資」についても、被災された小規模企業を対象に、融資枠の拡充(1500万円に別枠1千万円を追加)、金利引き下げ措置(▲0.3%→▲1.2%)を実施。

- ☑ 中堅・大企業向けの危機対応貸付。【事業規模2.8兆円】
- ☑ 農林漁業者への金融支援として、日本公庫等の災害復旧関係予算について、実質無担保、無保証で一定期間実質無利子で貸付け(農林漁業セーフティネット資金:1200万円または年間経費分まで)を行う。